

イスラエル国  
意匠法, 5777 - 2017

目次

- 第1章： 定義
- 第2章： 法律規定の排他性及び保護に関する意匠の適格性
- 第3章： 意匠の所有権, 所有権の移転及び意匠を使用するためのライセンスの付与
  - 第1節： 意匠の所有権
  - 第2節： 意匠権の移転及びライセンスの付与
- 第4章： 登録意匠
  - 第1節： 意匠出願
  - 第2節： 意匠出願の審査
  - 第3節： 意匠登録
  - 第4節： 登録意匠に由来する権利及びその有効性の期間
  - 第5節： 手数料
  - 第6節： 記録及び書類の訂正並びに登録意匠の取消又は削除
  - 第7節： 補足意匠
- 第5章： 未登録意匠
- 第6章： 意匠侵害
- 第7章： 意匠侵害に対する救済
- 第8章： 国際意匠
  - 第1節： 定義
  - 第2節： 国際出願
  - 第3節： イスラエル国を指定する国際意匠登録の取扱い
  - 第4節： 国際意匠に関する一般規定
- 第9章： 刑罰
- 第10章： 雑則
- 第11章： 履行及び規則
- 第12章： 間接的な改正

## 第 13 章： 施行, 適用及び経過規定

## 第1章： 定義

### 定義

**第1条** 本法においては、以下のとおり定義する。

「**パリ条約**」とは、イスラエルが拘束されている限りで、改正及び修正された、アダル II 月(閏月)11日、5643年(1883年3月20日)にパリで調印された工業所有権の保護に関するパリ条約を意味する。

「**世界貿易機関**」とは、イヤル月(シブの月)4日、5754年(1994年4月15日)にマラケシュで調印された協定に基づいて設立された世界貿易機関を意味する。

「**意匠の所有者**」とは、第3章第1節の規定に基づく意匠の所有者及び意匠の所有権から正当に移転された者を意味する。

「**意匠出願**」とは、第4章第1節の規定により出願された意匠を登録するための出願を意味する。

「**所轄官庁**」とは、以下の1を意味する。

(1) 長官

(2) 当局の従業者であつて、長官が、第95条の規定により自身の権限を委任している者

「**ロカルノ協定**」とは、改正及び修正された、ティシュレイ月(エタニムの月)16日、5729年(1968年10月8日)にロカルノで調印された意匠の国際分類を定める協定を意味する。

「**経済問題委員会**」とは、クネセト(イスラエルの立法府)の経済問題委員会を意味する。

「**特許法**」とは、5727 - 1967の特許法を意味する。

「**加盟国**」とは、「同盟国」又は世界貿易機関の加盟国である国を意味する。

「**同盟国**」とは、パリ条約に基づく工業所有権の保護のための同盟の加盟国又はパリ条約が前記条約においてこの点に関して付与された権限に基づいて適用されている領地を含む意匠出願の提出のための共同システムを設定している同盟国のグループを意味する。

「**基準日**」とは、各々の場合に応じて、下記に詳述された日を意味する。

(1) 出願が提出された意匠に関しては、第20条に基づく意匠出願の提出日、第21条に列記する条件に従つて、意匠に関して先行出願が提出され、かつ、当該条件が満たされている場合は、第21条の意味における先行出願の提出日

(2) 意匠出願が提出されなかった意匠に関しては、意匠の所有者又はその代理人が、イスラエル国内又は国外で意匠又は意匠製品を最初に公知とした日

「**製品**」とは、組物、包装、グラフィックシンボル、スクリーンディスプレイを含み、書体及びコンピュータプログラムを除く。

「**意匠創作者**」とは、意匠を創作した者及び意匠が2名以上の者で共同創作された場合にはすべての共同者を意味する。

「**組物**」とは、以下の条件のすべてが満たされる少なくとも2の物品を意味する。

(1) 同一の類に属するもの

(2) 視覚的特徴が、重要でない点のみで相互に相違するもの

(3) 同時販売のために通常提供されたもの又は同時に使用されることを意図されたもの

「**知識を有する使用者**」とは、意匠製品の使用に関心を抱き、当該製品が属する区分に既存する様々な意匠に精通している者を意味する。

「**意匠**」とは、輪郭、色彩、形状、装飾、質感又はそれらが作製される材料を含む、場合に依

じて、製品又は製品の一部の 1 以上の視覚的特徴からなる製品又は製品の一部の外観を意味する。

「未登録意匠」とは、登録意匠ではない意匠を意味する。

「登録意匠」とは、登録簿に登録されている意匠を意味する。

「登録簿」とは、第 102 条の意味する意匠の登録簿を意味する。

「公知」とは、インターネット上で実施される場合を含む、本法に記載した次の各々の行為を意味する。

- (1) 意匠を公知とすること
- (2) 意匠製品が公衆に利用に供されていること
- (3) 意匠製品が販売のために提供されていること

「当局」とは、特許法第 156 条に基づいて設立されたイスラエル特許庁を意味する。

「長官」とは、以下の各々を意味する。

- (1) 第 94 条の意味する範囲内における意匠の長官
- (2) 特許法第 158 条に基づいて特許の副長官として任命された者
- (3) さらに、第 12 条(b), 第 34 条(b), 第 46 条から第 48 条まで、第 98 条及び第 99 条に列記する権限に関しては、特許法第 172A 条(a)に基づいて知的所有権裁定官として任命された者

「個人使用」とは、税関条令の第 129 条に定義されているとおりである。

「大臣」とは、法務大臣を意味する。

## 第2章： 法律規定の排他性及び保護に関する意匠の適格性

### 法律規定の排他性

**第2条** 本法の規定に基づく以外の意匠における権利は存在しないものとする。

### 登録意匠としての保護に関する意匠の適格性

**第3条** 意匠は、本章の規定により、新規で、かつ、独自性を有する場合、第4章の規定に基づく登録意匠としての保護に関して適格なものとなる。

### 未登録意匠としての保護に関する意匠の適格性

**第4条** (a) 意匠は、以下の2の条件を満たす際には、第5章の規定に基づく未登録意匠としての保護に関して適格なものとなる。

- (1) 本章の規定により、新規で、かつ、独自性を有すること
- (2) 意匠製品が、基準日の6月以内に、インターネット上を含め、意匠の所有者又はその代理人によって商業的にイスラエル国内で、販売のために供与され又は市場に流通されていること。

(b) (a)(2)の規定に拘らず、未登録意匠の保護についてイスラエルと他国との間で条約が調印されている場合又はイスラエルが本事項についての条約に加盟している場合には、大臣は、経済問題委員会の承認を得て、命令により、当該条約がイスラエル国内の保護を義務とする未登録意匠が命令の規定によりイスラエル国内で保護されるようになることを、前項における如何なる条件もこの点に関して満たされていないときであっても、定めることができる。ただし、そのような意匠に対する保護は、(a)(2)における条件がこの点について満たされているならば意匠に付与されるであろう保護を超えないものとなるが、条約において別段の合意がある場合を除き、その場合は合意されたものを上回らない。

### 公序良俗に反する意匠

**第5条** 第3条及び第4条の規定に拘らず、公序良俗に反する意匠は保護に関して適格なものとはならない。

### 新規な意匠

**第6条** 意匠は、基準日より前に、当該意匠と同一の意匠又は重要でない点のみで相違する意匠がイスラエル国内又は国外で公知とされていない場合には、新規な意匠とみなされるものとする。

### 独自性を有する意匠

**第7条** (a) 意匠は、全体的な印象が、知識を有する使用者に対して、基準日前に公知とされた他の意匠によって当該使用者に対して与えられた全体的な印象とは相違する場合には、独自性を有するとみなされるものとする。この目的上、製品のすべての類に係る意匠が検討されることになる。

(b) (a)の規定に加えて、意匠が知識を有する使用者に対して前記の項に記述したように相違する全体的印象を与えるものであるか否かを判断する際、特に、登録意匠の対象である製品

が属する分野から，当該製品に関して意匠を創作するために利用可能な様々な選択肢が検討されるべきである。

### 公知に関する制限

**第 8 条** 意匠の所有者による他の者への意匠の提示は，意匠を提示された者が明示的又は黙示的に意匠を開示しないことに同意している場合には，意匠を公知とするとはみなされない。

### 登録意匠としての保護に関する適格性を害さない公知

**第 9 条** 意匠の公知は，「基準日」の定義に係る(1)に定義される基準日前の 12 月内に意匠の所有者によって，又は情報が合法的若しくは非合法的入手されたか否かに拘らず，意匠の所有者に由来する情報の結果として，なされた場合には，第 4 章に基づく登録意匠としての保護に関する適格性を害さないことになる。

### 意匠としての保護に関して不適格な製品の視覚的特徴

**第 10 条** 本章の規定に拘らず，以下は，登録意匠又は未登録意匠としての保護に関して不適格なものである。

- (1) 製品の機能によってのみ決定される製品又は製品の一部の外観
- (2) 製品又は当該製品の一部が他の製品と連結するように意図され，他の製品内に統合され，又はその他の製品がその中に統合され，また，それらの前記目的を達成するために，製造時に，それらを正確な形態及び寸法で製造することが必要である場合には，当該製品又はその一部の外観

### 第3章： 意匠の所有権，所有権の移転及び意匠を使用するためのライセンスの付与

#### 第1節： 意匠の所有権

##### 意匠の最初の所有権

第11条 意匠創作者は，本章に別段の定めがない限り，意匠の最初の所有者である。

##### 職務創作意匠の最初の所有者

第12条 (a) 自身の責務の履行において従業者によって創作され，又は使用者のリソースの利用によって創作された意匠(以降，本項において，「職務創作意匠」と呼称する)の最初の所有者は，従業者と使用者との間で別段の合意がない限り，使用者である。

(b) 意匠が職務創作意匠であるか否かについて疑義が生じた場合，従業者若しくは使用者又はそれらの代理人は，長官がその問題について決定を下すことを請求することができる。

##### 委託により創作された意匠の最初の所有者

第13条 委託により創作された意匠の最初の所有者は，顧客と意匠創作者との間で別段の合意がない限り，顧客である。

##### 意匠の所有権の推定

第14条 (a) 登録意匠の所有者として登録簿に登録されている者は何人でも，別段の反証がない限り，登録意匠の所有者とみなされることになる。

(b) イスラエル国内又は国外において最初に未登録意匠を自身又はその代理人によって公知とした者は何人でも，別段の反証がない限り，未登録意匠の所有者とみなされることになる。

#### 第2節： 意匠権の移転及びライセンスの付与

##### 権利移転及びライセンス付与

第15条 (a) 意匠権は，契約に基づいて又は法律の規定に基づいて，全体的又は部分的に移転可能であり，及び意匠の所有者は，当該権利に関して，排他的又は非排他的なライセンスを付与することができる。

(b) 意匠権の移転又は排他的ライセンスの付与に係る契約は，書面による書類を必要とする。

(c) 本条において

「意匠の実施」とは，場合に応じて，第37条の意味における登録意匠の実施又は第61条の意味における未登録意匠の実施を意味する。

「排他的ライセンス」とは，ライセンスに定められた意匠を実施するための権利をライセンス所有者に付与し，意匠の所有者が自身の意匠を実施すること及び他者に当該意匠を実施することを許可することを制限するライセンスを意味する。

##### 第三者に対する意匠権の移転及び排他的ライセンスの付与の有効性

第16条 登録意匠における権利の移転及び第15条の規定による当該権利に関する排他的ライセンスの付与は，登録簿に登録されていない限り，如何なる他者に対しても有効ではない。

本条の規定は、契約の当事者又は権利の移転若しくは当該ライセンスの付与を知っていた者に対しては適用されない。

#### **登録意匠又は提出された意匠出願に係る意匠権及びライセンスの登録簿における登録**

**第 17 条** 第 15 条の規定により、意匠権が移転された者、意匠権を他者に移転した者、意匠権のライセンスを付与された者及び意匠権のライセンスを他の者に付与した者は、所轄官庁が、場合に応じて、意匠権又はライセンスを反映するように、権利又はライセンス付与を登録簿に記録することを請求することができる。当該請求が所轄官庁へ提出された場合には、所轄官庁は、請求に従って、権利又はライセンス付与を登録簿に記録することになる。本条の適用上、「登録意匠」とは、提出された意匠出願に係る意匠を含む。



## 第4章：登録意匠

### 第1節：意匠出願

#### 意匠登録を請求する権利

**第18条** 意匠の所有者は、当局に、意匠出願を提出することができる。

#### 意匠出願の提出

**第19条** (a) 意匠出願は、下記に記載した詳細を含み、かつ、出願の提出に関する第112条(a)(5)に基づく手数料の納付証書を添付する。

(1) 意匠所有者の名称

(2) イスラエル国内における書類送達の宛先

(3) 出願に含まれる各意匠に関して、以下のすべて

(a) 意匠の出願人が意匠の所有者であることに関する説明

(b) 第112条(a)(1)に基づく規定により登録を請求する類(クラス)及び副類(サブクラス)

(c) 大臣によって定められた基準による意匠の適正な視覚的説明

(b) 意匠出願は、複数の意匠を含むことができる。

(c) 意匠が2名以上の者の共同所有権に基づく場合(以降、本法では、「共同所有権に基づく意匠」と呼称する)には、共同所有者の各々はすべての共同所有者を代理して、共同所有権及び共同所有者の名称を記載することにより、意匠出願を提出することができる。そのような出願を提出した1の共同所有者は、書面による通知を他のすべての共同所有者に送付する。

(d) 共同所有権に基づく意匠の共同所有者は、通知を長官へ送付することにより、自身の持分を放棄することができる。当該通知が長官へ送付された場合、長官は、当該通知を送付した共同所有者の名称を意匠出願から削除することになる。

(e) 意匠出願が複数の意匠を含んでいた場合、所轄官庁は、当該意匠出願を複数の意匠登録出願に分割して、各々の出願が1の意匠を含むようにすることができる。

#### 意匠出願の出願日

**第20条** (a) 意匠出願の出願日は、出願が当局へ最初に提出された日となる。

(b) (a)の規定に拘らず、意匠出願が出願され、かつ、下記に列記する不備の1を含んでいる場合には、当該出願の提出日は、前記不備が訂正された日となる。

(1) 出願が、意匠の所有者の名称を含んでいないこと

(2) 出願が、第19条(a)(3)(c)に基づく規定による意匠の適正な視覚的説明を含んでいないこと

(3) 第112条(a)(5)に従う出願の出願手数料が納付されていないこと

(c) 当局は、(b)に基づく不備についてできる限り速やかに、かつ、場合に応じて、出願の最初の提出日から又は当局が出願人に対して当該不備の存在について通知した後に、出願人が当該不備を是正した日から21日以内に、出願人へ通知するものとする。出願が第17条の規定により当局へ提出された場合、当局はその旨を、本項に基づいて、意匠出願における権利が移転された者へ通知することになる。

## 優先権

**第 21 条** 意匠の所有者が、当該意匠に関して又は当該意匠とは重要でない点のみで相違する意匠に関して意匠出願を提出しており、意匠の所有者又は所有権において当該意匠の所有者の前所有者が、同盟国内での先行登録出願又は同盟国内で提出された出願(以降、本条では、「先行出願」と呼称する)であるものとしてのパリ条約に基づく先行出願を既に出願している場合には、意匠の所有者は、第 6 条、第 7 条及び第 32 条に関連して、以下のすべてが満たされていれば、先行出願の提出日が、イスラエル国内での意匠出願の提出日とみなされるようになることを要求することができる。

- (1) イスラエル国内での意匠出願が先行出願の提出日から 6 月以内に提出されていること、また、2 以上の先行出願が同一の意匠を登録するために提出されている場合には、最初の先行出願がパリ条約の規定により提出された日から 6 月以内に提出されていること
- (2) 先行出願の提出日の承認のための請求が、大臣によって定められた期日に、かつ、様式で、提出されていること
- (3) 先行出願が提出された所轄官庁によって認証された当該先行出願の謄本が、大臣によって定められた期日に、かつ、様式で、所轄官庁へ提出されていること

## 意匠出願の公開

**第 22 条** (a) 意匠出願が提出されている場合、所轄官庁は、その提出後できる限り速やかに、出願に含まれる意匠の視覚的説明を含めて、当該出願を当局のウェブサイトに公開するものとする。

(b) (a) の規定に拘らず、出願人は、所轄官庁が意匠出願の公開日を当該出願の提出日から 6 月を超えない期間延期することを請求できる。所轄官庁は、当該請求に応じて出願の公開日を延期するものとする。

(c) 請求が(b)に記述したように公開日の延期のために提出されている場合、出願人は、所轄官庁が、延期期間中のあらゆる段階で、延期期間の満了前に意匠出願を公開することを請求できる。そのような請求が提出されている場合、(a)の規定が、必要な変更を加えて、適用されるものとする。

## 出願人の請求による意匠出願の補正

**第 23 条** (a) 出願人は、第 31 条に基づく意匠の登録日までに、自身の意匠出願の補正を所轄官庁に請求できるが、それは、当該補正が重要な点で意匠を変更しない場合に限る。所轄官庁が当該出願の補正を許可した場合、第 29 条(c)の規定が補正された出願に関して適用されることになる。

(b) 意匠出願が共同所有権に基づいて提出されている場合、意匠の共同所有者は、意匠のその他のすべての共同所有者による同意を得たときに限り、(a)に記述したように請求を提出することができる。

## 意匠出願の取下げ

**第 24 条** (a) 出願人は、第 31 条に基づく意匠の登録日以前に、意匠出願を取り下げることができる。

(b) 意匠出願が共同所有権に基づいて提出されている場合、共同所有者は、当該所有者が意

匠のその他のすべての共同所有者による同意を得たときに限り、(a)に記述したように出願を取り下げることができる。

### 意匠出願の共同所有者間の不同意

**第 25 条** 共同所有権に基づく意匠出願が提出され、かつ、出願の取扱いが共同所有者間で発生した不同意の結果として遅延していると長官が確信している場合、長官は、そのような出願に関して、共同所有者の一部の主導で行為をなし、かつ、指示を与えることができるが、それは、行為の主導者が、主導者に属していない残りの共同所有者に対して、長官の下でのあらゆる手続及び出願のあらゆる補正について通知するときに限る。

## 第 2 節： 意匠出願の審査

### 意匠出願の審査

**第 26 条** (a) 意匠出願が出願されている場合、所轄官庁は、当該出願に含まれる意匠が第 2 章の規定による登録意匠としての保護に関して適格であるかどうか、審査を行うものとする。意匠製品が組物である場合には、所轄官庁は、当該組物の各々について、前記条件の充足性を審査することになる。

(b) 本条に基づく審査において、所轄官庁は、特に、出願人ではない者によって登録日までに提出された書類に依拠することができる。この書類の提出は、所轄官庁に対して、意匠出願又は当該出願に係る決定の審査手続について、当該書類を提出した当事者に通知することを義務付けないことになる。

### 継続審査の延期

**第 27 条** 提出された意匠出願に係る意匠が、基準日よりも前の日に提出された意匠出願(以降、本条では、「先願」と呼称する)の存在に基因して、第 2 章の規定による登録意匠としての保護に関して適格ではない虞があると所轄官庁が認めた場合には、所轄官庁は、提出された先願に係る意匠の第 31 条に基づく登録の後まで又は第 24 条に基づく先願の出願人による取下げまで若しくは第 30 条に基づいて提出された先願に係る意匠の登録を拒絶するまでの、それらすべての中での最先に従って、後の出願の継続審査を延期することを命令することができる。

### 審査の促進

**第 28 条** (a) 出願人は、以下の 1 以上を理由として、自身が提出する意匠出願の早期審査のための理由を付した請求(本条では、「早期審査請求」と呼称する)を、事実の裏付けに係る宣誓書とともに、所轄官庁に提出することができる。

(1) 出願人の高齢又は病状

(2) 他の者が、提出された意匠出願に係る意匠又は当該意匠とは重要でない点で相違する意匠の実施を、出願人の許可なしで開始したこと又は開始する恐れがあること。本条の適用上、「意匠の実施」とは、第 37 条に列記する行為の何れかの実施を意味する。

(3) 意匠出願の出願以降に経過した時間が、同時に提出されたその他の出願の審査開始までに経過した時間よりも著しく長いこと

(4) 早期審査を正当化する特別な状況

(b) (a) (2)に規定した請求は、第 112 条(a) (5)に基づく手数料の納付証書とともに、所轄官庁へ提出されることになる。

(c) (a)及び(b)に規定した条件が満たされると所轄官庁が認めている場合には、第 2 章の規定による登録意匠として保護出願の対象となる意匠の適格性の審査は、早期審査のための請求の提出日にできる限り近づけて実施されるものとする。当該審査がなされた意匠が登録簿に登録される場合、出願審査の行為は、第 31 条に基づいて登録簿及び公示に注記されるものとする。

### 不備に関する通知及び不備の補正

**第 29 条** (a) 意匠出願が第 20 条(b) (1)及び(3)の規定を除いて第 1 節の規定を遵守していないこと又は提出された登録出願に係る意匠が第 2 章の規定による登録意匠としての保護に関して適格なものではないことを所轄官庁が認めた場合には、所轄官庁は、出願人に対して、出願における不備又は当該意匠の登録意匠としての保護に関する不適格性(以降、本条では、「不備」と呼称する)についての理由を通知するものとする。

(b) 出願人は、(a)に基づいて通知を受けた場合、所轄官庁の通知により、大臣によって定められた期間内に、出願における不備を補正できるが、補正が重要な点で意匠を変更しないこと(以降、本条では「補正出願」と呼称する)を条件とする。

(c) 出願が(b)の規定により補正された場合、補正出願は、基準日に提出されたとみなされ、かつ、本節の規定により審査されることになる。

### 意匠出願の拒絶

**第 30 条** (a) 出願人が、第 29 条に基づく所轄官庁の通知により出願における不備を補正することを、大臣によって定められた期間内に履行しなかった場合、所轄官庁は、意匠の登録を拒絶し、かつ、その旨を出願人へ通知することとする。

(b) 所轄官庁が(a)で述べたように意匠の登録を拒絶した場合、所轄官庁は、出願人の請求により、前記拒絶を再考することができる。ただし、所轄官庁による登録拒絶の通知が出願人へ送付された日から 3 月以内に、再考のための請求が提出されることを条件とする。

## 第 3 節： 意匠登録

### 意匠登録

**第 31 条** (a) 提出された意匠出願に係る意匠が第 2 章の規定による登録意匠としての保護に関して適格なものであると所轄官庁が確信する場合、長官は、意匠を登録簿に登録し、かつ、当局のウェブサイト上で、当該登録、意匠の視覚的説明及び意匠の所有者の名称を公告し、また、意匠の所有者に対して、登録を証明する証明書(以降、本節では、「登録証」と呼称する)の送達も行うことになる。

(b) 登録簿における登録は、第 112 条(a) (1)に基づいて大臣によって定められた規定により、副類に従うことになる。所轄官庁は、請求されている類及び副類を斟酌して、意匠製品の通常の使用に従って意匠の類及び副類を定めることになる。

(c) 登録簿における意匠の登録は、本章に基づく登録意匠としての保護の有効性についての条件であり、登録意匠の有効性に関して疎明となる。

### 先着順

**第 32 条** 2 以上の出願人が同一の意匠について又は重要でない点のみで相互に相違する意匠について別々の登録出願を提出している場合、意匠は、当該意匠について最初に正当に出願した者の名義で登録簿に登録されることになる。

### 意匠創作者の名称の一覧掲載

**第 33 条** (a) 場合に依じて、登録出願が出願されている意匠の創作者又はその承継人は、所轄官庁に対して、(b)の規定により登録簿又は登録証に意匠創作者の名称を一覧掲載することの請求(以降、本条では、「意匠創作者の名称の一覧掲載のための請求」と呼称する)を行うことができる。

(b) 意匠の創作者又はその承継人が意匠創作者の名称の一覧掲載のための請求を提出し、かつ、登録が請求されている名義の者が真に意匠創作者であることを所轄官庁が確信する場合には、所轄官庁は、以下の規定により、請求されたように意匠創作者の名称を一覧掲載することになる。

(1) 意匠創作者の名称の一覧掲載のための請求が、意匠が第 31 条に基づいて登録される前に提出された場合 - 意匠の創作者の名称は、登録簿及び登録証に一覧掲載されることになる。

(2) 意匠創作者の名称の一覧掲載のための請求が、意匠が第 31 条に基づいて登録された後に提出された場合 - 意匠の創作者の名称は、登録簿のみに一覧掲載されることになる。

(3) (2)の規定に拘らず、意匠創作者が登録意匠の所有者である場合、当該意匠創作者は、第 112 条(a)(5)に基づく請求手数料を納付した後に、所轄官庁が自身の名称を含めるように登録証を訂正することを請求できる。当該請求が提出されている場合、所轄官庁は、登録意匠の所有者に対して、請求されたように訂正登録証を送付することとする。

(c) 所轄官庁は、場合に依じて、(b)に規定した意匠創作者の名称の一覧掲載に関して、意匠出願の出願人又は登録意匠の所有者に通知するものとし、また、他者によって意匠創作者の名称の一覧掲載のための請求が提出された場合又は他の者が意匠創作者として登録簿に登録されている場合は、当該者へも通知するものとする。

### 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消

**第 34 条** (a) ある者の名称が第 33 条の規定により意匠の創作者として一覧掲載されている場合、当該名称の一覧掲載が事実を反映していないと確信する何人も、長官に対して、登録簿における意匠登録から意匠創作者の名称の一覧掲載を取り消すための請求(以降、本条では、「意匠創作者の名称の一覧掲載の取消請求」と呼称する)を提出することができる。

(b) 意匠創作者の名称の一覧掲載の取消請求が提出された場合、長官は、その事項について決定を下し、その決定について、一覧掲載の取消請求を提出した者に通知するものとし、その通知は、第 33 条(c)に基づいて意匠創作者の名称の一覧掲載について通知を受けた者に送付され、また、長官は、自身の決定に従って、登録簿における登録の訂正も行うこととする。

## 意匠創作者の名称の一覧掲載の放棄

**第 35 条** 意匠創作者が第 33 条の規定により自身の名称の一覧掲載を請求する権利を放棄する契約条項は、効果を有さないものとする。

## 意匠創作者の名称の一覧掲載は、権利を付与しない

**第 36 条** 名称が第 33 条の規定により意匠創作者として登録簿に一覧掲載されている者は、その理由のみでは、登録意匠における如何なる権利も与えられる権原を有さないことになる。

## 第 4 節： 登録意匠に由来する権利及びその有効性の期間

### 登録意匠の所有者の権利

**第 37 条** (a) 本章の規定による意匠の登録は、登録意匠又は登録意匠によって与えられる全体的印象とは相違しない全体的印象を知識を有する使用者に与えるその他の意匠に関して、また、意匠製品が組物である場合には - 当該組物における物品の各々に関して、下記に列記する行為のすべてを実施すること(以降、本節では、「登録意匠の実施」と呼称する)の排他的権利を登録意匠の所有者に対して付与する。

(1) 登録意匠製品の販売又はリースのための入札又は市場への投入を含む商業的仕様での製造、販売又はリース、当該製品の商業規模での流通又は意匠の所有者若しくはその代理人による許可を受けて国外で製造された製品のイスラエル国への輸入を除く、個人使用のためではない製品のイスラエル国内への輸入

(2) (1)に列記する行為を何れかを実施することを目的とする、登録意匠製品の所有

(b) 意匠が、知識を有する使用者に対して、(a)に規定したように、登録意匠が与える全体的印象と相違しない全体的印象を与えるか否かを判断する際、特に、登録意匠製品が属する分野から、製品に関する意匠を創作するために利用可能な様々な選択肢を検討するものとする。

### 登録意匠の実施の制限

**第 38 条** 第 37 条の規定に拘らず、意匠登録は、法律の規定に基づいて既存の権利を侵害する仕様での、登録意匠の実施の許可を構成しない。

### 登録意匠の有効期間

**第 39 条** 登録意匠の有効期間は、第 5 節に基づく規定に従うことを条件として、第 20 条に基づく意匠出願の提出日から 25 年である。

## 第 5 節 手数料

### 更新手数料の納付

**第 40 条** 登録意匠は、意匠の所有者が第 112 条(a) (5)に基づいて大臣によって定められた金額で、かつ、期日に、更新手数料(以降、本章では、「更新手数料」と呼称する)を納付した場合には、第 39 条において定められている全期間有効となる。

### 更新手数料の納付遅延

**第 41 条** 更新手数料は、第 40 条に記述したように期日に納付されていない場合、納付遅延に対して第 112 条(a) (5)に基づいて大臣によって定められた金額の追加手数料を伴って当該期日から 6 月以内に納付することができ、当該納付の実施により、更新手数料は、第 40 条に記述した納付について定められた期日に納付されたとみなされることになる。

### 手数料の未納を基因とする登録意匠の有効性の失効

**第 42 条** 第 41 条に規定した期間が経過し、かつ、同条に規定した手数料が納付されていない場合、登録意匠の有効性は、第 40 条に規定した更新期日以降、失効するものとする。長官は、登録意匠の有効性の失効について登録簿に登録し、かつ、その旨の通知を当局のウェブサイト上で公示するものとする。

### 手数料未納を基因として失効した登録意匠の有効性更新

**第 43 条** (a) 第 42 条に規定したように手数料の未納を基因として有効性が失効した登録意匠の所有者は、長官に対して、登録意匠の有効性失効を登録した日から 6 月以内に、同条の規定に基づいて、大臣によって定められた方法及び様式で、登録意匠の有効性更新を請求(以降、本節では、「有効性更新のための請求」と呼称する)することができる。ただし、所有者が、自身の請求において、手数料未納の理由を明記することを条件とする。

(b) 有効性更新のための請求が提出されている場合、長官は、登録意匠の所有者が期日に手数料を納付するために特定の状況において合理的な方策を講じたという事実にも拘らず、第 41 条に記述した手数料の納付の遅延が発生したと認めたときには、意匠の有効性を更新するものとする。ただし、出願人が同条に規定したように手数料を納付していることを条件とする。長官は、登録意匠の有効性更新の通知を当局のウェブサイト上で公示するものとする。

(c) 本条の規定に基づいて失効した登録意匠の有効性更新は、意匠の有効性の期間を第 39 条に記述した期間を超えて延長することはない。

### 有効性が失効し、かつ、更新された登録意匠を実施する者

**第 44 条** (a) 登録意匠の有効性失効に関する通知が第 42 条に基づいて公示された後、かつ、第 43 条(b)に基づくその有効性更新の公示の前に、有効性が失効した登録意匠のイスラエル国内での実施を開始した者又は有効性が失効した登録意匠をイスラエル国内で実施するための適正な準備をした者は、登録意匠の有効性更新後であっても、自身の事業上の目的のためにのみ意匠を更に実施する権原を有する。

(b) 本条に基づいて登録意匠を実施するための権利は、意匠が実施された事業と一緒にある場合を除き、移転できず、かつ、継承できず、また、意匠が実施された事業によることを除き、その点に関してライセンスを付与できない。

### 意匠の有効性失効前の登録意匠の所有者への通知に関する規定

**第 45 条** 大臣は、経済問題委員会の承認を得て、登録意匠の有効性が本章の規定により手数料の非適時な納付を基因として失効することが予期されることを告げる電子的通知を登録意匠の所有者に送付することの当局の責務に関し、すべて定められたように規定を定めるものとする。

## 第 6 節 記録及び書類の訂正並びに登録意匠の取消又は削除

### 記録及び書類の訂正

**第 46 条** (a) 長官は、自身の主導で又は何人かによる請求により、登録意匠の所有者に対し、本項の規定に基づいて当該所有者の事例について陳述する機会を与えた後に、事実を反映していないと確信する場合には、登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類における登録された詳細を訂正することができる。大臣は、この方式で訂正できる詳細の種類及び本項に基づく訂正プロセスに係る規定を定めることができる。

(b) 長官は、自身の主導で又は何人かによる請求により、登録簿又は本法に基づいて当局によって発行されたその他の書類における誤植を訂正することができる。

(c) (a)に規定したように請求が登録意匠の所有者によって提出されていない場合には、当局は、その請求について、登録意匠の所有者へ通知するものとする。

### 登録意匠の所有者の請求時での登録簿における意匠登録の削除又は取消

**第 47 条** (a) 登録意匠の所有者は、長官に対して、登録簿における登録意匠の登録を削除又は取り消すための請求(以降、本節では、「削除又は取消のための請求」と呼称する)を行うことができる。登録意匠が共同所有権に基づく場合は、意匠の共同所有者の各々は削除又は取消のための請求を提出することができる。ただし、意匠のその他のすべての共同所有者からの書面による同意を得ていることを条件とする。

(b) 長官は、当局のウェブサイト上で、削除又は取消のための請求の提出についての通知を公示するものとする。

(c) 長官は、削除又は取消のための請求に対して決定を下し、自身の決定を当事者へ通知し、かつ、その決定を当局のウェブサイト上で公示するものとする。

(d) 長官は、削除又は取消のための請求を受理することを決定した場合、意匠の所有者による請求時に、登録簿に意匠の削除又は取消を記録することになる。

### 登録意匠の所有者ではない者の請求による登録簿における意匠の登録の取消、失効した意匠の有効性の更新の取消及び登録された詳細の訂正の取消

**第 48 条** (a) 登録意匠の所有者ではない何人も、以下の条件の 1 を満たす場合、長官による登録簿における登録意匠の登録を取り消すことを請求できる。

(1) 意匠が、第 2 章の規定による登録意匠として保護に関して不適格であること

(2) 意匠の登録出願が、第 18 条の規定に反して、意匠の所有者によって提出されなかったこと

(3) 2 以上の個別の出願が、同一の意匠又は重要でない点のみで相違する意匠の登録ために提出され、かつ、意匠が、第 32 条の規定に反して、当該意匠について最初に正当に出願した者の名義で登録されていないこと

(b) 登録意匠の所有者ではない何人も、第 43 条に記述したように失効した登録意匠の有効性更新を、前記の条に基づく有効性更新に係る条件が満たされていない旨の主張に基づいて、長官による取消しを請求できる。

(c) 登録意匠の所有者ではない何人も、第 46 条に基づいて実施される登録簿又は本法に基づ



いて当局によって発行されたその他の書類に記録された詳細の訂正を長官が取り消す(以降、本節では、「訂正の取消」と呼称する)ことを、前記の条に基づく訂正の条件が満たされていない旨の主張に基づいて、請求できる。

(d) (a)から(c)までに基づいて請求を提出した何人も、請求の提出に関して登録意匠の所有者に通知し、請求における応答者となる。長官は、前記請求の提出についての通知を当局のウェブサイト上で公示するものとする。

(e) 長官は、当事者に対して、本条に基づく請求に係る自身の決定を通知するものとする。長官は、本条に基づいて請求を受理することを決定する場合には、場合に応じて、登録意匠の取消、有効性更新の取消又は訂正の取消について、登録簿に注記するものとする。

#### **第 47 条又は第 48 条に基づく請求の結果**

**第 49 条** (a) 長官は、第 47 条に基づく請求により登録意匠の登録を削除することを決定した場合には、第 50 条に基づく決定の発効日に、登録簿に当該削除を注記することとし、そして、意匠は当該請求の提出日に登録簿から削除されていたとみなされるものとする。

(b) 長官は、第 47 条又は第 48 条に基づく請求により登録意匠の登録を取り消すことを決定した場合には、第 50 条に基づく決定の発効日に、登録簿に当該取消を注記することとし、そして、意匠は登録簿に登録されていなかったとみなされるものとする。

(c) 長官は、第 48 条(b)に基づく請求により失効した登録意匠の有効性の更新を取り消すことを決定した場合には、第 50 条に基づく決定の発効日に、登録簿に有効性更新の取消を注記することとし、そして、意匠は第 42 条に記述した日に失効したとみなされるものとする。

(d) 長官は、第 48 条(c)に基づく請求により詳細の訂正の取消を決定した場合には、第 50 条に基づく決定の発効日に、登録簿に当該取消を注記することとし、そして、詳細は、前記訂正が実施されていなかったとみなされるものとする。

#### **第 47 条又は第 48 条に基づく長官の決定の発効**

**第 50 条** 第 47 条又は第 48 条に基づく長官の決定は、第 106 条に基づく当該決定に対する審判請求提出のための期間の満了後 30 日で発効するものとする。

#### **登録意匠に関する主張のための限定期間**

**第 51 条** 意匠が第 2 章の規定に基づく登録意匠としての保護に関して不適格なものであったとの主張、意匠創作者の名称の一覧掲載の取消、意匠登録の取消、登録された詳細の訂正の取消又は失効した登録意匠の有効性更新の取消に関する主張、また、登録意匠の所有者の身元に関する主張は、登録意匠の有効期間中の限定期間の対象とならない。

### **第 7 節 補足意匠**

#### **定義 - 第 4 章第 7 節**

**第 52 条** 本節において、登録意匠又は提出された意匠出願に係る意匠(以降、本節では、「主意匠」と呼称する)に関連する「補足意匠」とは、以下の各々を満たす意匠を意味する。

(1) 意匠製品が主意匠製品であり、かつ、意匠の視覚的特徴が、重要でない点のみで、主意匠の視覚的特徴と相違すること

(2) 意匠製品が主意匠製品ではなく、かつ、意匠の視覚的特徴が、主意匠の視覚的特徴と同一であること

#### **補足意匠としての保護に関する適格性**

**第 53 条** 第 3 条の規定に拘らず、補足意匠は、新規でなく、かつ、主意匠のみに関連する独自性がなくても、補足登録意匠としての保護に関して適格性を有するものとする。

#### **補足意匠に関する規定の適用**

**第 54 条** 本章の規定は、必要な変更を加えて、かつ、本節に記載した変更を伴って、補足意匠に関して適用されるものとする。

#### **補足意匠登録の出願**

**第 55 条** (a) 主意匠の所有者は、自身が提出した意匠出願に係る意匠が本節の規定に基づいて補足意匠として登録されることを請求(以降、本節では、「出願」と呼称する)することができる。意匠の所有者は、当該出願において、補足意匠の登録の請求に係る主意匠について記述するものとする。

(b) 補足意匠出願は、主意匠出願とともに又は主意匠の有効期間中の後日に提出されるものとする。

#### **補足意匠出願の審査**

**第 56 条** 補足意匠出願が提出され、かつ、当該意匠が第 52 条における「補足意匠」の定義に列記する条件を満たしていないと所轄官庁が認めた場合には、

(1) 所轄官庁は、その旨を出願人へ通知するものとする。

(2) 所轄官庁は、出願人による請求時に、第 26 条の規定による独立の登録意匠としての保護に関する意匠の適格性を審査するものとする。ただし、出願人が、第 112 条(a)(5)に基づいて出願提出のための手数料を納付していることを条件とする。

#### **補足意匠登録に対する制限**

**第 57 条** 意匠は、出願が主意匠出願の提出日前に提出された場合には、補足意匠として登録されないものとする。

#### **補足意匠の有効性の失効**

**第 58 条** 主意匠の有効性が失効した場合、補足意匠の有効性は、第 60 条の規定に従うことを条件として、主意匠とともに失効するものとする。

#### **補足意匠についての更新手数料の納付**

**第 59 条** 補足意匠の更新手数料は、第 5 節に基づく規定により、主意匠についての更新手数料の納付の基準日に納付されることになる。

#### **主意匠の取消又は削除時の補足意匠の有効性**

**第 60 条** (a) 主意匠が第 6 節の規定に基づいて取り消され又は削除され、かつ、その補足意

匠が主意匠とともに取り消され又は削除されなかった場合には、補足意匠は、当該補足意匠の所有者が請求すれば、独立の意匠となるものとする。

(b) 主意匠が(a)に記述したように取り消され、又は削除され、かつ、当該主意匠が複数の補足意匠を有している場合には、意匠の所有者は、本条に基づいて、自身の出願において、これらの何れの意匠が主意匠として登録されるのか及び残りが補足意匠として登録されることを述べることができる。

(c) (b)の規定に拘らず、同項に述べた複数の意匠の何れかに関して、第52条における「補足意匠」の定義に列記する条件が満たされていないと所轄官庁が認める場合には、所轄官庁は、第2章に基づく登録意匠としての保護に関する適格性の条件が満たされているときには、それらの意匠の各々を独立の意匠として登録するものとし、又、所轄官庁は、意匠の所有者が請求するときには、本節に基づく規定に従って、複数の意匠のうちの1を主意匠として登録し、かつ、残りを補足意匠として登録することができる。

(d) (a)及び(b)に記述した補足意匠は、主意匠が取消又は削除されなければ、当該主意匠が有効に保たれる期間の満了まで有効であるが、第5節で記述した更新手数料が第59条が課すように納付されていることを条件とする。

## 第5章： 未登録意匠

### 未登録意匠の所有者の権利

**第61条** 第2章の規定による保護に関して適格な未登録意匠の所有者は、如何なる他者に対しても、商業的使用のために、意匠の複製である意匠製品を製造することを防止する排他的権利を付与されるものとし、その権利付与は、複製が同一の意匠製品を製造することによってなされるか、意匠製品が知識のある利用者を与える全体的印象と相違しない全体的印象を当該利用者を与える他の意匠製品を製造することによってなされるか(以降、本節では、「未登録意匠の実施」と呼称する)に拘らず、行われるものとする。意匠製品が組物である場合、前記権利は、当該組物における物品の各々に関して適用されることになる。

(b) (a)に記述したように、意匠が、知識のある利用者に対して、意匠製品が同利用者に対して与える全体的印象と相違しない全体的印象を与えるか否かを判断する際、特に、意匠製品が属する分野から、製品に関して意匠を創作するために利用可能な複数の選択肢を検討するものとする。

### 未登録意匠のマーク付け

**第62条** 自身の意匠が本法の規定に基づく未登録意匠としての保護に関して適格であると確信している未登録意匠の所有者は、大臣によって定められた仕様で、意匠製品にマーク付けを行うことができる。そのマークは、意匠が未登録意匠であること及び当該意匠に適用される基準日を表示するものとする。

### 未登録意匠の実施に対する制限

**第63条** 第61条の規定に拘らず、未登録意匠としての意匠の保護は、同条に規定したように、法律の規定に基づく既存の権利を侵害する方式で、意匠を実施する許可を構成しない。

### 未登録意匠の登録のための出願

**第64条** 未登録意匠の所有者は、基準日から12月以内に、未登録意匠の登録のための出願を当局へ提出することができ、また、第4章に基づく規定は、当該出願、当該出願の審査及び当該意匠の登録に関して適用されることになる。

### 未登録意匠の有効期間

**第65条** 未登録意匠の有効期間は、基準日から3年である。

## 第6章： 意匠侵害

### 登録意匠の侵害

**第66条** 第22条に基づく意匠出願の公開日後に、登録意匠の所有者の許可なしで、自身で又は他の者を通じて、第37条に規定したように登録意匠を実施する者は、登録意匠を侵害しているものとする。

### 未登録意匠の侵害

**第67条** 基準日後に、未登録意匠所有者の許可なしで、自身で又は他の者を通じて、第61条に規定したように未登録意匠を実施する者は、未登録意匠を侵害しているものとする。

### 未登録意匠の間接侵害

**第68条** (a) 未登録意匠製品について下記に明記した行為の何れかを実施する者は、その者が、その行為を実施する時点で、意匠製品が侵害製品であることを知っていた又は知っていたはずであった場合には、未登録意匠を侵害しているものとする。

- (1) 販売又はリースのための入札又は市場への投入を含む、商業的仕様での販売又はリース
- (2) (1)に規定した行為の何れかを実施する目的での所有
- (3) 商業規模での流通
- (4) 個人使用のためではない、イスラエル国への輸入

(b) 本条において、「侵害製品」とは、意匠の所有者又はその代理人による許可を得てイスラエル国外で製造された製品を除き、未登録意匠の所有者の許可なしで製造された未登録意匠製品を意味する。

### 未登録意匠に関する知識の推定

**第69条** 未登録意匠の所有者が、第62条に基づく規定により意匠製品にマーク付けを行った場合、第67条に規定したように未登録意匠を実施した者又は第68条に規定したように行を行った者は、未登録意匠の所有者が、自身の意匠が本法の規定による未登録意匠としての保護に関して適格であることを確信していることを知っていたと推定される。

### 登録意匠の侵害訴訟における抗弁

**第70条** (a) 登録意匠を取り消すことができる根拠は、登録意匠侵害訴訟における良好な抗弁として役立つものとする。そのような良好な抗弁が存在すると裁判所が確信している場合、裁判所は、登録簿における意匠登録の取消又は登録の訂正を命令して、登録簿が登録意匠における権利を反映するようにするものとする。裁判所が当該登録の取消を命令した場合、第49条(b)の規定が、必要な変更を加えて、この事項に適用されることになる。

(b) 未登録意匠が本法の規定に基づく保護に関して不適格である旨の主張は、未登録意匠侵害訴訟において、良好な抗弁として役立つことになる。

### 意匠侵害訴訟

**第71条** (a) 意匠侵害訴訟は、意匠所有者によって提起することができ、また、排他的ライセンスが第15条に基づいて意匠に関して付与されている場合には、前記のライセンスの受諾

者によっても提出することができる。ただし、第 15 条の規定により登録意匠に関して契約がなされ、かつ、その点に関して、権利がいまだ、第 17 条の規定により登録簿に登録されていないときには、契約に基づく自身の権利がいまだ登録簿に登録されていない契約当事者は、意匠侵害訴訟を提起することができる。

(b) 意匠が共同所有権に基づく場合、意匠の共同所有者の各々は意匠侵害訴訟を提起することができる。

(c) 意匠が登録された後を除き、登録意匠侵害の原因に基づいて、訴訟を提起してはならない。ただし、訴訟が当該侵害に対して提起されている場合、裁判所は、第 22 条に基づいて意匠出願の提出を公開した後になされる登録時に登録意匠が侵害されていたものとして意匠の侵害に対する救済を与えることができる。本項の規定において、意匠がいまだ登録されていない状況での、未登録意匠としての意匠侵害という理由で、訴訟を提起することの意匠所有者の権利を除外するものは何も存在しない。

(d) (a) 又は (b) に規定したように訴訟を提起する原告は、訴訟の当事者として、前記条項の規定に基づいて訴える権原を有する者と共同するものとする。ただし、裁判所は、原告の請求時に、又は共同が要請されている者の請求時に、前記の当事者の共同を免除することができる。

#### **意匠の非侵害についての宣言**

**第 72 条** (a) 第 37 条(a) 又は第 61 条に列記する行為の何れかを行おうとする何人も、求める行為が決して意匠侵害ではない旨の宣言的判決を裁判所に対して請求することができる。

(b) (a) に規定したようにそのような宣言的判決を発出すること又はその発出を拒絶することは、意匠の有効性の問題について判断することにならない。

## 第7章： 意匠侵害に対する救済

### 意匠侵害 - 不法行為

**第73条** 意匠侵害は民事上の不法行為であり、また、不法行為条令〔新版〕の規定が、必要な変更を加えて、かつ、本法の規定に従うことを条件として、その不法行為に対して適用されることになる。

### 意匠侵害の差止命令

**第74条** 意匠侵害に対する訴訟において、原告は、差止命令により救済を受ける権原を有する。ただし、そのような命令をなさないことを正当化する理由が存在することを裁判所が認める場合を除く。

### 損害の証明無しでの補償

**第75条** (a) 意匠侵害に対する訴訟において、裁判所は、原告の請求時に、侵害について、100,000 新イスラエルシェケルを超えない金額で、損害の証明なしで、原告に補償の裁定をすることができる。

(b) (a)の規定に基づいて補償を定める際、裁判所は、特に、以下を考慮することができる。

- (1) 侵害の範囲
- (2) 侵害の深刻さ
- (3) 裁判所の推定による、原告にもたらされた実際の損害
- (4) 裁判所の推定による、被告が得た利益
- (5) 被告の活動の性質
- (6) 被告と原告との間の関係の性質
- (7) 特に、登録意匠製品が属する区分から製品に関して意匠を創作するために利用可能な様々な選択肢を検討した被告の誠意

(c) 本条の適用上、一連の行為に基づいて犯された侵害は、1 の侵害とみなされることになる。

(d) 大臣は、経済問題委員会の承認を得て、命令により、(a)で定められた金額を変更することができる。

### 弁明

**第76条** 意匠侵害に対する訴訟において、裁判所は、侵害の詳細に関して原告への弁明を、被告に対して要求することができる。大臣は、本条に基づいて弁明が行われる方式について定めることができる。

### 権利侵害された意匠製品に関する救済

**第77条** (a) 意匠における権利の侵害訴訟聴聞の終結時に、裁判所は、特に、侵害の深刻さ及び訴訟の当事者ではないその他の関係者の利益を考慮した後で、以下を命令することができる。

(1) 意匠の所有者に対する損害を防止することを目的とする、権利侵害された意匠製品(以降、本条では、「侵害製品」と呼称する)に関する行為であって、原告が請求する場合には原告へ

の当該製品における所有権の移転又はそれら製品の破壊を含む行為の実施。ただし、裁判所は、当該所有権の移転を命令した場合、原告が侵害製品を使用する虞があると認めるときは、原告に対して裁判所が定める賠償を課すことができる。

(2) 侵害製品の製造のための主要、かつ、中心的な使用がなされた資産における行為の実施であって、その目的が、裁判所によって聴聞される継続した侵害又は意匠における権利のその他の侵害を防止すること

(b) (a)の規定は、販売法、5728-1968 第 34 条の規定にすべて従うことを条件として、個人的に意匠を侵害しなかった者の所有と認められる製品に関しても適用されることになる。

### 無実の侵害者

**第 78 条** (a) 意匠侵害を基因とする訴訟において、侵害者は、侵害日において、意匠権が存在していたことを知らなかった又は知ることができなかった場合には、侵害の結果としての損害を賠償することを命令されないものとする。

(b) (a)の規定の一般性を損なわずに、以下の条件を満たす場合に、意匠において権利が存在していることについて侵害者が知っていたと推定される。

(1) 意匠が、第 31 条に基づいて登録されていたこと

(2) 未登録意匠に関しては、意匠が第 62 条に基づいてマーク付けされたこと又はその登録のための出願が、第 22 条に基づいて公開されたこと



## 第8章： 国際意匠

### 第1節： 定義

#### 定義

##### 第79条 本条において

「国際出願」とは、ハーグ協定に基づいて国際事務局へ提出された国際意匠登録としての意匠登録出願を意味する。

「ハーグ協定」、 「協定」 - ジュネーヴ改正協定第1条に定義されているとおり

「国際登録簿」 - ジュネーヴ改正協定第1条に定義されているとおり

「国際事務局」 - ジュネーヴ改正協定第1条及び第22条に定義されているとおり

「ハーグ改正協定」とは、1960年11月28日の、意匠の国際登録に関するハーグ協定のハーグ改正協定を意味する。

「ジュネーヴ改正協定」とは、1999年7月2日の、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーヴ改正協定を意味する。

「国際意匠登録」とは、ハーグ協定に従って国際登録簿に登録されている意匠を意味する。

「イスラエル国指定の国際意匠登録」とは、登録出願が、意匠登録のための指定先として、イスラエル国を指定している国際意匠登録を意味する。

「ハーグ協定規則」とは、WIPO(世界知的所有権機関)のウェブサイト上で公表され、随時改正されたジュネーヴ改正協定及びハーグ改正協定に基づく共通規則を意味する。

### 第2節： 国際出願

#### 国際出願の提出

**第80条** (a) イスラエル国民、イスラエル国居住者又はイスラエル国内で活動中の工業的又は商業的施設を有する者は、(b)の規定に従い、ハーグ協定及びハーグ協定規則に定められた手数料の納付に伴って、国際出願を提出することができる。

(b) 国際出願及びハーグ協定又はハーグ協定規則により提出しなければならない又は提出することができる出願に関連するその他の書類は、ハーグ協定及びハーグ協定規則に定められた様式、方式及び日時に、提出されるものとする。

#### 当局へ提出された国際出願の転送

**第81条** 第80条の規定を損なわずに、大臣は、国際出願の提出及び出願人による請求時における特許庁を介する国際事務局への当該出願の転送に関する規定を定めることができ、また、大臣は、第112条(a)(5)に基づいて特許庁が出願人に対して、当該出願を転送するための手数料の納付を要求することについて、定めることができる。

### 第3節： イスラエル国を指定する国際意匠登録の取扱い

#### イスラエル国を指定する国際意匠登録の状況

**第82条** イスラエル国指定の国際意匠登録は、第4章第1節の規定に基づいて提出された意

匠登録出願に係る意匠であって、ハーグ協定の規定に基づく国際登録簿への登録の日から権利発生する意匠であるとみなされる。

#### イスラエル国指定の国際意匠登録の審査

**第 83 条** (a) 所轄官庁は、イスラエル国指定の国際意匠登録が第 2 章の規定に基づく登録意匠としての保護に関して不適格であるか否かを審査するものとする。

(b) 第 2 章の規定に拘らず、(a)におけるそのような意匠の適格性の審査を目的とした基準日は、国際登録簿における当該意匠の登録日であるものとし、また、当該意匠に係る国際出願が第 21 条に定義された先行出願を基因として 1 以上の優先権の宣言を含んでいる場合には、ハーグ協定の第 6 条(本条では、先行出願)の規定により、基準日は、国際出願の提出日として国際事務局によって認められた日であるものとする。ただし、出願人又は国際事務局が、大臣によって定められた日時及び方式で、特許庁に対して、先行出願が提出された所轄官庁によって許可されている先行出願の謄本を提出していることを条件とする。

(c) (b)の規定に拘らず、イスラエル国指定の国際意匠登録の所有者は、第 21 条の規定に基づいて登録国際意匠に関する優先権を認める請求も提出することができる。

(d) 第 4 章第 2 節の規定は、必要な変更を加えて、かつ、以下の変更に従うことを条件として、(a)に規定したイスラエル国指定の登録国際意匠を審査する目的で適用されるものとする。第 29 条に基づく定義の通知は、第 2 章の規定に基づく意匠登録としての保護に関する意匠の不適格性のみに関連することができる。ただし、ハーグ協定又はハーグ規則に基づいて別段の定めがある場合を除く。

#### イスラエル国指定の国際意匠登録の登録簿における登録

**第 84 条** 所轄官庁が、イスラエル国を指定している国際意匠登録が第 2 章の規定に基づく意匠登録としての保護に関して適格であるとみなす場合、第 4 章第 3 節の規定が、第 31 条(a)及び(b)を除き、必要な変更を加えて、かつ、以下の変更に従うことを条件として、登録簿における意匠登録に適用されるものとする。長官は、意匠を登録簿に登録するものとし、その登録において、意匠が国際意匠登録であることを注記するものとし、国際事務局のウェブサイト上の国際意匠登録の登録への言及を公示し、かつ、意匠が公表された日から 12 月の期間以内に、イスラエル国内において意匠に付与された保護に関して、国際事務局に通知するものとする。

#### 拒絶の通知

**第 85 条** (a) 所轄官庁が、イスラエル国を指定している登録国際意匠が第 2 章の規定に基づく登録意匠としての保護に関して適格ではないとみなす場合、所轄官庁は、意匠が国際登録簿に公表された日から 12 月以内に、意匠の登録を拒絶する旨を、その理由を付して、国際事務局に通知するものとする(本条においては、「拒絶の通知」)。

(b) 所轄官庁が、(a)に基づく当該意匠が第 4 章第 7 節の規定に基づく補足意匠としての登録に関して適格であり得るとみなす場合、以下の規定が適用されるものとする。

(1) 所轄官庁は、(a)に規定した出願に関する拒絶の通知を送付するものとし、かつ、その通知を国際事務局へ送付するものとする。ただし、大臣による別段の定めがあり、かつ、大臣が定めた規定に従う場合を除く。

(2) 所轄官庁は、出願人に対して、同出願人が第4章第7節の規定に基づいて補足意匠出願を提出する権原を有し、かつ、同出願人が当該出願に係る手数料の納付から免除されることを知らせる通知を行うものとする。

(3) (2)における当該出願が提出された場合、第4章第7節の規定が適用されることになり、その事項に関する基準日は、第83条(b)に明記した日であること。当局は、本項に規定した通知に従って出願される出願に関して、追加手数料を課さないことにすること。

(c) 所轄官庁が(a)に規定した期間内に国際事務局へ拒絶の通知を送付しなかった、又は意匠が第84条の規定に基づいて登録されなかった場合には、国際意匠登録は、前記期間の末日に登録簿に登録されたときみなされるものとし、長官は、当該意匠を登録簿に登録し、かつ、第84条の規定に従って公示するものとする。

(d) 拒絶通知が送付されたイスラエル国指定の国際意匠登録が第2章の規定に基づく意匠登録として保護に関して適格であると、所轄官庁がみなした場合には、所轄官庁は、国際事務局に対して、当該拒絶通知の取消の通知又は第84条の規定に基づくイスラエル国内での意匠への保護付与の通知を送付するものとし、前記の条の規定が、必要な変更を加えて、適用されるものとする。

#### イスラエル国内で登録された国際意匠に関する規定の適用

**第86条** 国際意匠が第84条又は第85条(c)の規定により登録簿に登録された時、当該意匠(本章では、イスラエル国内で登録された国際意匠)は、第3章第2節、第40条、第41条及び第47条の規定を除く第4章第4節から第6節まで並びに第5章、第7章及び第10章の規定に、必要な変更を加え、かつ、以下の変更に従う規定に従うことを条件とするものとする。

(1) ハーグ協定の第17条及びハーグ協定規則の規定に従って納付すべき更新手数料及び延滞手数料

(2) 大臣は、イスラエル国内で登録された国際意匠に関連する追加の行為の種類について定めることができ、それらの行為は、ハーグ協定及びハーグ協定規則の規定に従ってのみ、実施されるものとする。

#### 国際登録簿に対する訂正の効果

**第87条** (a) 大臣は、ハーグ協定第16条の規定に従って、イスラエル国内で登録された国際意匠に対する訂正の種類を定めるものとし、当該国際意匠は、国際登録簿に登録されれば、イスラエル国内で登録されていたものとして有効であるものとする。

(b) 所轄官庁は、(a)における当該訂正を登録簿に文書化するものとする。

#### 第4節： 国際意匠に関する一般規定

##### イスラエル国内で登録された国際意匠の取消に関する通知

**第88条** 所轄官庁は、第86条の規定により適用される第4章第6節に基づく決定又はイスラエル国内で登録された国際意匠の登録の削除若しくは取消に関して通知が当局へ与えられている第70条に基づく裁判所の決定について、国際事務局に通知するものとする。

### 書類の守秘義務

**第 89 条** 所轄官庁及び特許庁の従業者は、本章に基づく規定の施行中に国際事務局から受領した如何なる情報又は書類も、すべてハーグ協定の規定に従って、開示してはならないものとする。

### ハーグ協定及びハーグ協定規則の規定の適用

**第 90 条** 本章に基づいて規制されていない国際出願又は国際意匠登録に関する事項において、ハーグ協定及びハーグ協定規則の規定は、当該協定及び規則に関するイスラエル国の責務に従って、適用されるものとする。

### ハーグ協定の公示

**第 91 条** 特許庁は、ウェブサイト上で、ハーグ協定及びハーグ協定規則についての言及を公示するものとする。

## 第9章： 刑罰

### 刑罰

**第92条** (a) 第66条の規定に反して、下記に明記した方法の1において、かつ、登録意匠の所有者の許可なしで事業を通じて登録意匠を商業的に実施する者は、刑法、5737-1977(以降、本章では、「刑法」と呼称する)の第61条(a)(4)に定められた罰金を科せられるものとする。

(1) 登録意匠と同一の意匠製品の製造

(2) 登録意匠と同一の意匠製品の輸入

(b) 本条に基づく違反が企業によって犯された場合、当該企業は、当該違反について定められた罰金の倍額を科せられるものとする。

### 企業役員の実任

**第93条** (a) 企業役員は、第92条において明記された企業又は従業者による違反の何れか(以降、本条では、「違反」と呼称する)を防止するために、監督し、かつ、自身の全力を尽くす責務を有する。前記責務の違反は、自身に対して、刑法の第61条(a)(2)に定められた罰金を科すものとする。

(b) 違反が企業又は従業者によって犯された場合には、役員は、(a)に基づく自身の責務を違反したとみなされる。ただし、役員が自身の前記責務を果たすために自身の全力を尽くしたことを立証したときを除く。

(c) 本条において、「役員」とは、企業の現役管理職、有限責任パートナーを除くパートナー又は違反を犯した企業に代わって責任を負う職員である。

## 第 10 章： 雑則

### 意匠部門の長官

**第 94 条** 特許法第 157 条に基づいて特許部門の長官として任命された者は、意匠部門の長官としての役目も果たすものとする。

### 長官の権限の委任

**第 95 条** (a) 長官は、第 12 条(b)、第 25 条、第 34 条(b)、第 43 条、第 46 条から第 48 条まで、第 96 条、第 98 条(b)及び(c)、第 99 条及び第 103 条(b)に基づく権限を除き、本法に基づいて自身に付与された権限を、当局の従業者に委譲することができる。

(b) 本条に基づく権限の委譲に関する通知は、官報に公示されることになる。

### 当局の従業者の決定に対する異議

**第 96 条** 長官が第 95 条の規定により自身の権限を委譲した当局の従業者の決定又は行為によって自身が不当な扱いを受けていると考える者は、そのことに対して、書面で、大臣によって定められた期間内に、長官へ異議を申し立てることができる。

### 所轄官庁の決定

**第 97 条** 本法に基づく所轄官庁の決定は、理由を付して書面でなされ、かつ、大臣によって定められた方式で、決定が言い渡された出願又は手続の当事者であった者へ送達されるものとする。

### 長官に対する手続

**第 98 条** (a) (1) 長官は、自身に対して行われた手続に関する通知を、第 12 条(b)、第 25 条、第 34 条、第 43 条及び第 46 条から第 48 条までに基づいて、公示するものとする。

(2) (1)の規定は、本法に基づいて所轄官庁に対して行われる手続に関する通知を所轄官庁が自身の裁量で公示することの権限を損なわないものとする。

(b) (a) (1)に規定した長官に対して行われる手続によって、自身が不当な扱いを受けていると考える者は、手続を保持する事実が本法に基づいて公示された日から 30 日以内に、長官に対して手続に参加することの請求を行うことができ、そして、長官は、前記のようにその者を参加させることができる。長官は、当事者及び自身の見解で決定によって不当な扱いを受ける虞のある他者に対して、それらの者による証拠を提出し、かつ、それらの者の意見を、大臣によって定められた方式、様式及び期日に、書面又は口頭で提示する機会を与えるものとする。

(c) 長官は、合理的な費用の支払を命令することができ、かつ、当事者の何れかに対して、費用の支払及び費用の支払方法について指示することができる。

(d) (c)に基づく命令は、あたかも裁判所の判決であるものとして、実施することができる。

### 長官に対する証拠

**第 99 条** (a) 本法に基づく規定に従うことを条件として、かつ、長官が記録されるべき特別な根拠について別段の指示を行っていない限り、長官に対して提示される証言は宣誓供述書

によって行われることになり、また、他方の当事者は、宣誓供述人を反対尋問する権利を有するものとする。

(b) 口頭の証言を収集する際、長官は、証人への警告、証人から宣言を入手すること及び証人に対して自身の面前に出頭することを義務付けることに関して並びにその他の関連事項に関して、また、証言の提示に関連する事項について、裁判所のあらゆる権限を有することになる。

### 期間の延長

**第 100 条** (a) 所轄官庁は、自身へ提出された請求に基づいて、また、実施することに合理的な理由が存在すると確信する場合には、第 30 条(b)、第 40 条、第 41 条及び第 43 条(a)に定められた期間を除き、所轄官庁又は当局に対する行為の実施に関する第 4 章に定められた期間を延長でき、更に、第 96 条及び第 98 条(b)に基づく期間を延長できる。ただし、第 21 条に関しては、

(1) 所轄官庁は、第 21 条(1)に基づく期間を延長しないものとする。ただし、出願人及びその法定代理人が制御できず、かつ、防止することができない理由を基因として、期日に、イスラエル国内での意匠出願が提出されなかったと所轄官庁が確信していた場合を除く。

(2) 所轄官庁は、悪意のない間違いを基因として、先行出願の提出日の承認のための申請が提出されなかったと所轄官庁が認めていた場合を除き、第 21 条(2)に基づく期間を延長しないものとする。ただし、意匠がいまだ登録されていないことを条件とする。

(b) 所轄官庁は、所轄官庁が適切とみなす条件次第で、本条に規定した期間の延長を行うことができる。

(c) 本条に記述した期間の延長の請求は、当該期間内又はその後に提出することができる。ただし、請求が期間の満了後に提出された場合には、所轄官庁は、記録されるべき特別な根拠のみで、当該期間を延長することになる。

### 守秘義務

**第 101 条** 自身の責務を遂行する過程において又は自身の職務を執行する過程において、本法に基づいて情報又は書類を受領した者は、当該情報の秘密を厳守し、当該情報を他者へ伝達せず、また、本法の規定に基づいて、かつ、法律の規定に従うことを条件とする又は裁判所の命令に基づく場合を除き、当該情報を使用してはならない。

### 意匠登録簿

**第 102 条** (a) 意匠の登録簿は当局に保管され、当該登録簿には、本法に基づいて要求される情報及び長官が記録することを適切とみなす補足的な詳細が記録されるものとする。

(b) 登録簿は、当局のウェブサイト上で、公衆の閲覧に供されるものとする。

### 当局のウェブサイト上での情報の公示

**第 103 条** (a) 登録簿を含む、本法に基づいて当局のウェブサイト上で公示される情報は、公衆に無料でアクセス可能になる。当該ウェブサイト上での公示は、当該ウェブサイト上で公示される情報の確実性、利用可能性及び検索並びに出力能力を保証するような方式で、実施されるものとする。

(b) (a)の規定に拘らず、長官は、本法に基づいて所轄官庁又は当局へ情報を渡した者による請求時に、前記の項に規定したように情報を公示することができない。

(c) 本法に基づいて当局のウェブサイト上で公示される情報を保護するために、当局は、コンピュータ又はコンピュータを構成する素材への侵入、混乱、妨害又は損傷の発生に対して合理的な保護を提供する信頼できるソフトウェア及びハードウェアのシステムを利用するものとする。

(d) 本条において、「コンピュータを構成する素材」及び「出力」は、コンピュータ法、5755 - 1995 に定義されているとおりである。

### 当局の書類及び公衆閲覧に対する保護

**第 104 条** (a) 意匠出願の審査に関する当局所有のすべての書類、意匠及びその権利の期間又は意匠若しくはその権利の期間に影響を及ぼす可能性があるその他の事項は、当局の従業者間の内部通信又は第 112 条(a) (6)に基づいて定められた書類のカテゴリーを除き、場合に依りて、意匠の有効期間満了日から又は当該意匠出願が拒絶された日から若しくは出願人がそのような出願を取り下げた日から、当該日から少なくとも 7 年の満了まで又は前記の条項に基づいて定められたその他の期間の満了まで、当局によって保管されることになる。

(b) (a)の規定により保護されるべき書類は、第 22 条に基づいていまだ公開されていない意匠出願に関する書類及び第 103 条(b)に規定した情報を除き、当局のウェブサイト上で、公衆の閲覧に供されることになる。

### 判決に基づく権利の登録

**第 105 条** 登録意匠における権利に関する判断が存在する判決が長官に送達され、かつ、判決に対する上訴の提出に係る通知が長官に送達されなかった場合、長官は、判決において別段の定めがない限り、前記のように、上訴の提出期間の満了時に判断された判決に係る権利を、登録簿に登録することになる。

### 審判請求の権利

**第 106 条** (a) 第 96 条に基づく異議の決定を含む、本法に基づいて長官に対して行われた手続の聴聞を結論付けた長官の決定によって、自身が不当な扱いを受けていると考える者は、裁判所に対して、当該決定の言渡しの日から 45 日以内に、審判請求を行うことができる。

(b) 本法に基づく長官のその他の決定によって、自身が不当な扱いを受けていると考える者は、上訴裁判所によってそのように行うことが許可された後に、裁判所に対して審判請求を行うことができる。裁判所法 [統合版]、5744-1984 の第 41 条(b)の最終部分の規定並びに前記裁判所法の第 41 条(c) (1) 及び(d)に基づく規定が、必要な変更を加えて、審判請求に対して許可を付与する裁判所の裁量で適用されるものとする。この目的上、「その他の決定」とは、長官に対して行われていた手続の聴聞を結論付けない決定をいう。

(c) 本法に基づく長官の決定に対する審判請求に関する所轄裁判所は、審判請求人の選択次第で、エルサレム地方裁判所又はテルアビブ地方裁判所となる。ただし、大臣は、命令により、本法に基づく地方裁判所の権限が、大臣が定める他の地方裁判所にも存在することについて、定めることができる。



## 審判請求における応答者

**第107条** 審判請求が第106条に基づいて提出された場合、当該審判請求における応答者は、審判請求人を除いた、長官に対する手続における訴訟当事者であった者となる。その他の訴訟当事者が存在していなかったときには、長官が、審判請求における応答者となる。

## 非公開での聴聞

**第108条** 第30条に基づく意匠出願の拒絶に関する決定に対して第96条に基づいて自身へ提出された異議に係る長官の決定に対する審判請求は、裁判所が別段の指示を行っていない限り、意匠出願が第22条に基づいていまだ公開されていない場合には、非公開で聴聞が行われるものとする。

## 手続が裁判所で行われている意匠に係る長官の聴聞

**第109条** (a) 意匠登録出願又は意匠に関する聴聞の請求が長官へ提出され、かつ、提出された当該出願又は請求に係る意匠の侵害のために、又は登録簿における意匠の登録の取消を基因として、裁判所に対して係属中の手続が存在していることを長官が認める場合には、長官は、裁判所による許可を除き、自身へ提出された出願又は請求の聴聞を行わないことになる。

(b) (a)に規定した裁判所の許可が付与されている場合には、長官は、意匠出願の審査手続を除き、裁判所に対して係属中の手続におけるすべての当事者に対して、それらの者による意見を自身へ提示する機会を与えた後に、出願又は請求に関して決定を下すものとする。

(c) 第47条又は第48条に基づく登録簿からの意匠の登録の削除又はその取消について請求が長官へ提出された後に、意匠の侵害についての手続が裁判所において着手されている場合、長官は、本事項について裁判所による別段の指示がない限り、当該請求についての聴聞を続行するものとする。

## 税関による延期

**第110条** (a) 自身の権利が侵害されている又は侵害されているという懸念についての合理的な原因が存在していると確信している登録意匠の所有者は、自身が登録意匠における権利の所有者である旨の書面による通知(以降、本条では、「通知」と呼称する)を税関長官へ送付し、当該意匠所有者の主張に従って意匠権を侵害している商品の発売を延期し、関税規則により輸入が禁止されている商品として取り扱うよう要求することができる。

(b) 通知は、以下のすべてを含むものとする。

(1) 登録簿における意匠の記録の謄本及び税関長官が登録意匠と侵害商品を比較することを可能にする登録意匠の鮮明な視覚的説明であって、税関長官が当該比較をすることを可能にする写真、カタログ又はその他の書類を含むもの

(2) 侵害商品を輸入する輸入業者の名称又はそれらの商品が輸入される際に収容されるコンテナの番号の十分な表示

(3) 侵害商品を輸入する船舶又は輸入手段の名称、当該商品がイスラエル国に到着する日時及び受け取られるパッケージの数を含み、登録意匠の所有者に知られている場合の補足的な詳細

(c) 登録意匠の所有者は、税関長官に対して、最初の証拠及び税関長官によって定められた

金額の独立した自己保証を，延期が正当化されないことが明白になった場合に延期に関する費用をカバーし，当該延期によって生じた損害を補償するために，また，この点に関して税関条令に基づいて定められた手数料を納付するために提供するものとする。本項の適用上，(a)及び(b)に列記する詳細の提供は，最初の証拠の提供とみなされることになる。

(d) 本条の規定は，個人使用のために輸入される侵害商品には適用されない。

(e) 本条において，「税関長官」とは，税関条令において定義された長官を意味する。

## 国への適用

**第 111 条** (a) 本法は，(b)の規定に従うことを条件として，国へも適用されるものとする。

(b) (1) 第 12 条の規定は，必要な変更を加えて，国の職員によって創作された意匠にも適用されるものとする。

(2) 第 13 条の規定は，必要な変更を加えて，国の職員によって委託された意匠にも適用されることになり，また，国は，当該委託に応じて創作された意匠の最初の所有者となる。

(3) 本項において，「国の職員」とは，国の機関の何れかにおける法令に基づく兵士，警察官又は官吏若しくは役人を含む。

## 第 11 章： 履行及び規則

### 履行及び規則

**第 112 条** (a) 大臣は、本法の履行について責任があり、かつ、当該履行に関する何らかの事項、特に、以下の事項について規則を制定することができる。

(1) 意匠の登録の手配及び意匠製品の分類；分類の一覧は、可能な場合には、ロカルノ協定により定められることになる。

(2) 本法に基づく手続における手順

(3) 本法に基づいて要求される行為の実施に係る日の決定

(4) 出願の提出の方式を含む本法に基づいて提出された出願，その中に含まれる詳細な説明及び当該出願に添付される書類。本項に基づく規則において，大臣は，所轄官庁が意匠出願を提出する者へ要求できる書類を定めることができる。ただし，当該書類が，出願人に知られており，かつ，登録意匠としての保護に関する意匠の適格性に影響を及ぼすものであることを条件とする。

(5) 当局へ提出された出願又は意匠の登録及び更新並びに所轄官庁に対する手続を含む本法に基づく当局の行為に係る手数料並びに手数料の金額の更新方法，更新日及び手数料の納付日。本項に基づく規則において，大臣は，意匠に含まれる意匠に係る手数料を定めることができる。本項に基づく規則は，財務大臣の同意を得て，制定されることになる。

(6) 第 104 条 (a) の規定が適用されない又は定められた変更を伴って適用されることになる書類のカテゴリ並びに同条に定められた期間とは異なる期間中，当局によって保管される書類及び書類のカテゴリ

(7) 本法に基づいて当局のウェブサイト上で公示される必要な情報の公示方法及び当該情報の公示に係る補足的方法の決定

(8) 第 96 条にいう異議の提出方法

(b) (a) (5) 及び (7) に基づく規則は，経済問題委員会の承認を得て，制定されることになる。

## 第 12 章： 間接的な改正

### 特許意匠条令の改正 - No. 10

#### 第 113 条 特許意匠条令において

(1) 以下を，第 3A 条の後に挿入する。

##### 「意匠に関する条令の適用

**第 3B 条** 本条令に基づく規定は，意匠法，5777 - 2017(本条令では，「意匠法」と呼称する)の施行日前に，以下の条件の 1 以上を満たしている意匠に適用されるものとする。

(1) 意匠が公表 4 されたこと

(2) 意匠登録簿において，意匠出願が提出されていること

(3) 意匠が，意匠登録簿に登録されていること」

(2) 第 33 条において，

(a) 余白の見出しにおいて，文言「著作権」は，文言「意匠」と置き換えられるべきである。

(b) 以下は，(3)の後に挿入されるものとする。

「(3A) 長官が，5 年の第 3 期間の満了前に，意匠権の期日を延長するための申請を基準日に，かつ，定められた方式で受け，かつ，定められた手数料が納付されている場合，長官は，第 3 期間の満了の日から 3 年の第 4 期間，意匠権の期間を延長するものとする。本項に基づく意匠権の期日の延長のための手数料は，(3)の規定に基づいて定められた手数料と同額になる。」

(c) (4)において，文言「及び - (3)」に変えて文言「(3A)まで」を，文言「又は(3)」に変えて文言「(3A)まで」を，かつ，文言「第 1 又は第 2」に変えて文言「第 1，第 2 又は第 3」を挿入することになる。

(3) 以下を，第 37 条の後に挿入する。

##### 「意匠権の侵害において生じた資産に関する救済」

**第 37A 条** (a) 意匠権の侵害に対する訴えの結審時に，裁判所は，特に，侵害の深刻さ及び訴えの当事者ではないその他の関係者の利益を考慮した後で，以下を指示することができる。

(1) 意匠権の所有者に対する損害を防止することを目的とする，権利の侵害において生じた資産(本条では，「侵害資産」と呼称する)に関する行為であって，所有者が請求する場合には，当該資産の所有権を原告へ移転又は当該資産の破壊を含む行為の実施。ただし，裁判所が当該所有権の移転を命令した場合，裁判所は，原告が侵害資産を使用する虞があると認めるときには，原告に対して，裁判所が定める支払を課すことができる。

(2) 裁判所が審理する継続した侵害又は意匠権のその他の侵害を防止することを目的とする，主要な又は中心的な使用が侵害資産の製造のために用いられた資産に関する行為の実施

(b) (a)の規定は，販売法，5728 - 1968 の第 34 条の規定にすべて従うことを条件として，自身が当該権利を侵害していなかった者の所有において見出された資産に関しても適用されることになる。」

(4) 第 55 条 - 廃止

### 税関条令の改正 - No. 27

#### 第 114 条 税関条令第 200A 条(a)において，

(1) 冒頭部において，文言「又はその他の何れかの方式で」の後に，文言「及び意匠に関して - 意匠法，5777 - 2017(本条では，「意匠法」と呼称する)の第 110 条に規定した通知の受

領により」を挿入し、文言「著作権又は商標の侵害」に変えて、文言「著作権、商標又は登録意匠における権利の侵害」を挿入する。

(2) (3)において、文言「著作権又は商標の所有者」に変えて、文言「著作権、意匠又は商標の所有者」を挿入し、かつ、文言「又は第 69A 条」で始まる結末部に変えて、文言「通知が与えられた場合には、意匠法第 110 条又は商標条令第 69A 条」を挿入する。

#### 所得税条令の改正 - No. 243

**第 115 条** 所得税条令において、第 2 条(9)、第 8 条(b)及び第 125 条では、文言「特許又は意匠」が出現する箇所は如何なる箇所においても、文言「特許、意匠(旧バージョン)、意匠」を挿入する。

#### 購入税(商品及びサービス)法の改正 - No. 24

**第 116 条** 購入税(商品及びサービス)法、5712 - 1952 において、第 1 条(3)における「サービス」の定義では、文言「意匠権」に変えて、文言「意匠又は意匠における権利」を挿入し、文言「その使用のため」に変えて、「それらの使用のため」を挿入し、かつ、「意匠権」に変えて、文言「意匠又は意匠における権利」を挿入する。

#### 弁護士会法の改正 - No. 40

**第 117 条** イスラエル弁護士会法、5721 - 1961 において、第 20 条(2)では、文言「特許及び意匠の登録官」の後に、文言「意匠法、5777 - 2017 に定義された長官」を挿入する。

#### 原産地名称及び地理的表示(保護)法の改正 - No. 5

**第 118 条** 原産地名称及び地理的表示(保護)法、5725 - 1965(以降「原産地名称(保護)法」と呼称する)において

(1) 第 21A 条において、文言「第 22 条及び第 23 条に基づいて」に変えて、文言「第 22 条、第 23 条及び第 23A 条に基づいて」を挿入する。

(2) 第 21B 条(a)において、文言「第 22 条及び第 23 条に基づいて」に変えて、文言「第 22 条、第 23 条及び第 23A 条に基づいて」を挿入する。

(3) 第 23 条の後に、以下を挿入する。

##### 「登録原産地名称における権利の侵害で生じた資産に関する救済

**第 23A 条** (a) 登録原産地名称の権利侵害訴訟における聴聞の終結時に、裁判所は、特に、侵害の深刻さ及び訴訟の当事者ではないその他の関係者の利益を考慮した後で、以下を指示することができる。

(1) 権利の所有者に対する損害を防止することを目的とする、権利の侵害において生じた資産(本条では、「侵害資産」と呼称する)に関する行為であって、所有者が請求する場合には当該資産の所有権を原告へ移転する又は当該資産の破壊を含む行為の実施。ただし、裁判所が当該所有権の移転を命令した場合、裁判所は、原告が侵害資産を使用する虞があると認めるときには、原告に対して、裁判所が定める支払を課すことができる。

(2) 裁判所によって聴聞される継続した侵害又は権利のその他の侵害を防止することを目的とする、主要な又は中心的な使用が侵害資産の製造のために用いられた資産に関する行為の実施

(b) (a)の規定は、販売法 5728 - 1968 の第 34 条の規定にすべて従うことを条件として、自身が当該権利を侵害していなかった者の所有と認められる資産に関しても適用されることになる。

#### 特許法の改正 - No. 12

##### 第 119 条 特許法, 5727 - 1967 において

- (1) 第 143 条(a)において、文言「意匠」に変えて、文言「意匠, 意匠」を挿入する。
- (2) 第 154 条(a)において、文言「意匠に関する」に変えて、「意匠に関する, 意匠に関する」を挿入する。
- (3) 第 182 条(b) - 廃止

#### 商標条令の改正 - No. 8

##### 第 120 条 商標条令 [新版] 5732 - 1972 において

- (1) 第 11 条(4)において、文言「登録意匠」に変えて、文言「登録意匠」, 「意匠」, 「登録意匠」, 「未登録意匠」を挿入する。
- (2) 第 69A 条(b)において、冒頭部に、文言「商標登録証の謄本」に変えて、文言「登録簿における商標登録の謄本」を挿入する。

#### 刑事訴訟法の改正 - No. 80

第 121 条 刑事訴訟法 [統合版] 5742 - 1982 において、第 1 附則 A の A 部項目 (66) を削除する。

#### 会社条令の改正 - No. 20

第 122 条 会社条令 [新版] 5743 - 1983 において、第 178 条(a) (6) に関して、文言「特許」の後の各々の箇所に、文言「意匠又は意匠」を挿入し、かつ、文言「著作権の権利」に変えて、文言「著作権」を挿入する。

#### 裁判所法の改正 - No. 90

第 123 条 裁判所法 [統合版] 5744 - 1984 において、第 40 条(4) に関して、項目 (i) の後に、以下を挿入する。

「(j) 意匠法, 5777 - 2017」

#### 制限的取引慣行法の改正 - No. 19

第 124 条 制限的取引慣行法 5748 - 1988 において、第 3 条(2) に関して、文言「意匠」の後に、文言「意匠」を挿入する。

#### 集積回路(保護)法の改正

第 125 条 集積回路の保護(保護)法 5760 - 1999 (以降「集積回路(保護)法」と呼称する) において、第 12 条の後に、以下を挿入する。

「回路配置」における排他的権利の侵害で生じた資産に関する救済

第 12A 条 (a) 回路配置における排他的権利の侵害訴訟における聴聞の終結時に、裁判所は、

特に、侵害の深刻さ及び訴訟の当事者ではないその他の関係者の利益を考慮した後で、以下を指示することができる。

(1) 回路配置における権利の所有者に対する損害を防止することを目的とする、権利の侵害において生じた資産(本条では、「侵害資産」と呼称する)に関する行為であって、所有者が請求する場合にはそれらの資産における所有権の原告への移転又はそれらの資産の破壊を含む行為の実施。ただし、裁判所が当該所有権の移転を命令した場合、裁判所は、原告が侵害資産を使用する虞があると認めるときには、原告に対して、裁判所が定める支払を課すことができる。

(2) 裁判所によって聴聞される継続した侵害又は回路配置における権利のその他の侵害を防止することを目的とする、主要な又は中心的な使用が侵害資産の製造に用いられる資産に関する行為の実施

(b) (a)の規定は、販売法、5728 - 1968 の第 34 条の規定にすべて従うことを条件として、自身が当該権利を侵害していなかった者の所有と認められる資産に関しても適用されることになる。」

#### マネーロンダリング禁止法の改正 - No. 23

**第 126 条** マネーロンダリング禁止法 5760 - 2000 において、第 1 附則、項目(16)に関して、文言「意匠」及び文言「特許意匠条令」は、削除されるものとする。

#### 著作権法の改正 - No. 4

**第 127 条** 著作権法 5768 - 2007(以降「著作権法」と呼称する)において、

(1) 第 1 条において、

(a) 「創作品」の定義において、以下の文言「かつ、書体を含む」を末尾に挿入する。

(b) 「作品の「公表」」の定義において、次の文言「書体ではない」を末尾に挿入する。

(2) 第 7 条において、

(a) 余白の見出において、文言「意匠」の後に、文言「意匠」を挿入する。

(b) 文言「特許意匠条令」の後に文言「又は意匠法 5777 - 2017 で定義された意匠において」を挿入し、文言「意匠」の後に文言「又は意匠」を挿入し、かつ、文言「意匠」の後に文言「又は意匠」を挿入する。

(3) 第 11 条(6)において、文言「芸術的作品」の後に、文言「書体ではない」を挿入する。

(4) 第 28A 条の後に、以下を挿入する。

##### 「書体の許可された使用

**第 28B 条** データ入力、文書作成、植字、印刷又はタイピングによる書体の使用及び当該使用のための製品の保管は、書体における権利を侵害するコンピュータプログラム又はその他の製品を用いながら行われている場合でも、許可される。」

(5) 以下を、第 41 条の後に挿入する。

##### 「書体における著作権の期間

**第 41A 条** 書体における著作権は、書体の公表日から 70 年間である。」

(6) 第 45 条(a)において、以下の文言「ただし、書体である作品に関して、第 46 条(1)に規定した権利は適用されないことになる」を、末尾に挿入する。

(7) 第 47 条において、当該規定には「(a)」付し、その後に、以下を挿入する。

「(b) 書体である作品に関して(a)に規定した侵害の主張を審査する際、特に、文字、数字及びその他の言語記号の意匠に対して既存する様々な選択肢が検討されることになる。」

(8) 第 48 条において、当該規定には「(a)」を付し、その後、以下を挿入する。

「(b) (a)の規定は、作品のコピーに対して、それが第 28B 条の規定により作成されたものであっても、必要な変更を加えて、適用されることになる。ただし、当該コピーが書体における著作権の所有者の許可なしで行われていることを条件とする。」

(9) 第 50 条(b)において、以下の文言「かつ、書体に関しては、行為が第 28B 条の規定によりなされた場合であっても」を、末尾に挿入する。

(10) 第 60 条において、(a)に変えて、以下を挿入する。

「(a) 著作権侵害訴訟における聴聞の終結時に、裁判所は、特に、侵害の深刻さ及び訴訟の当事者ではないその他の関係者の利益を考慮した後で、以下を指示することができる。

(1) 著作権の所有者に対する損害を防止することを目的とする、侵害コピーに関する行為であって、所有者が請求する場合にはそれらのコピーにおける所有権の原告への移転又はそれらのコピーの破壊を含む行為の実施。ただし、裁判所が当該所有権の移転を命令した場合、裁判所は、原告が侵害コピーを使用する虞があると認めたときには、原告に対して、裁判所が定める支払を課すことができる。

(2) 裁判所が審理した継続した著作権の侵害又は別の著作権の侵害を防止することを目的とする、主要な又は中心的な使用が侵害コピーの製造に用いられた資産における行為の実施」



## 第13章 施行、適用及び経過規定

### 施行

**第128条** (a) 本法は、その公布の日(以降本章では「施行日」と呼称する)に施行されるものとする。

(b) (a)の規定に拘らず

(1) 本法に起草されている、特許意匠条令の第33条、第37A条の施行並びに第55条の廃止、原産地名称(保護)法の第21A条、第21B条(a)及び第23A条及び集積回路(保護)法の第12A条の施行は、本法の公布の日(以降本章では「公布日」と呼称する)とする。

(2) 第8章の施行は、ハーグ協定の当事国としてのイスラエル国の加盟日の3月後である。ただし、当該日が発効日に先行しないことを条件とする。大臣は、当該加盟日に、官報に通知を公示することになり、また、当局は、当該通知を当局のウェブサイト上で公示するものとする。本項目において「ハーグ協定」は、第79条に定義されているとおりである。

### 適用

**第129条** (a) 本法の第113条(2)に起草されている特許意匠条令の第33条の規定は、公布日の前日に、以下の条件の1を満たす意匠に適用されるものとする。

(1) 条令の規定に基づく登録意匠であり、かつ、当該意匠権の存続期間が、その点に関して条令第33条(3)に規定した期間を経過していないこと

(2) その点に関する意匠権の存続期間が、条令第33条(3)の規定による延長請求の未提出を基因として、満了しており、かつ、公布日の前日に、条令第33条(4)の規定により、意匠権の期日を延長するための請求が提出されていること。

(b) 本法に起草されている下記に明記した条項の規定は、公布日前日になされた当該条項における権利の侵害には、適用されない。

(1) 特許意匠条令第37A条

(2) 原産地名称(保護)法第23A条

(3) 集積回路(保護)法第12A条

(4) 著作権法第60条(a)

### 意匠に関する意匠規則の適用

**第130条** (a) 意匠規則は、必要な変更を加えて、本法の規定に基づく意匠登録出願及び登録意匠に適用され、かつ、規則が代わりに本法に基づいて施行されていない限り又は公布日後2年の満了までの何れか早い時期に従って、規則を制定するための権限が付与される事項において本法に基づいて施行されているとみなされることになる。ただし、以下のすべての条件が満たされることを条件とする。

(1) 意匠規則が、法律に基づいて廃止されていないこと

(2) 意匠規則に規定されているそれらの事項において、本法に規定が定められていないこと

(3) 意匠規則が、本法の規定に反していないこと。

(b) (a) (2) 及び (3) における前述の一般性を損なうことなく、規則第4条、第5条、第12条、第14条から第16条まで、第18条、第29条、第34条から第36条まで、第40条から第46条まで、第48条から第54条まで、第57条から第58条まで、第70条(2) 及び第71条並びに

当該規則の第2附則は、(a)に規定した意匠に関しては、適用されないことになる。

## 経過的规定

**第131条** (a) 特許意匠条令第35条の規定に拘らず、所轄官庁は、当局のウェブサイト上で、前記条令の規定に基づく意匠登録簿(本条では「意匠登録簿」と呼称する)に登録されている各意匠の当該登録簿への登録時の視覚的説明を、また、意匠の所有者の名称も、下記に明記した日に、公示することになる。

(1) 施行日までに意匠登録簿に登録された意匠に関しては、施行日後30日まで

(2) 施行日後に意匠登録簿に登録された意匠に関しては、意匠登録簿における当該意匠の登録時

(b) 登録簿と意匠登録簿は組み合わされ、かつ、当局のウェブサイト上でともに表示されるものとする。ただし、意匠又は意匠の記録に関して、当該記録が本法の規定によりなされたか、又は特許条令に基づく規定によりなされたかを、当局が注記することを条件とする。

(c) 本法に起草されている特許意匠条令第33条(3A)の規定がなければ、前記条令の第33条(3)に規定した意匠権の第3期間が遅くとも本法の公布日後2年の満了時に経過したであろう意匠に関して、当該条令の第37条(1)(a)又は(b)に規定した行為の何れかを実施するための適正な準備を行っている者は、意匠権の期間が前記第33条(3A)に規定したように延長された場合であっても、自身の事業上の目的のためにのみ、特許意匠条令第37条(1)(a)又は(b)に規定した行為の何れかを実施する権原を有する。

(d) (1) 本法に起草されている特許意匠条令第33条(3A)の規定に基づく意匠権の存続期間延長のための請求は、公布日後3月の満了時以降を除いては、提出されないものとする。

(2) (1)の規定に拘らず、特許意匠条令第33条(3)に規定した意匠権の第3期間が(1)に規定した3月以内に満了した意匠に関して、意匠の所有者は、本法に起草されている特許意匠条令第33条(4)の規定により、意匠権の期間延長請求を提出することができ、かつ、当該意匠の所有者は、本条に基づいて追加手数料の納付を免除されることになる。当該請求は、公布日後3月の満了時に始まり、公布日後6月の満了時に終わる期間内に提出されることになる。